



## 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所  
編集兼印刷発行人 神戸市長  
発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則	建設局下水道部経営管理課	1
規則	神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	地域協働局地域活性課	12
告示	都市計画法による都市計画の決定又は変更(神戸国際港都建設計画地区計画ほか)	都市局都市計画課	13
告示	車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定(兵庫埠頭線)	建設局道路管理課	14
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄付金に係る団体の指名(公益財団法人 大吉財団)	行財政局税務部市民税企画課	15
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(白水自治会ほか)	地域協働局地域活性課	16
公告	都市計画法による都市計画の決定又は変更に伴う図書の縦覧(神戸国際港都建設計画地区計画ほか)	都市局都市計画課	21
公告	神戸市名谷町社谷土地区画整理事業の変更に係る事業計画の縦覧	都市局地域整備推進課	22
公告	建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の公告	建築住宅局建築指導部建築安全課	23

神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第1号

神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市下水道条例施行規則(昭和50年11月規則第70号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(排水設備の確認)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による確認を受けようとする者は、排水設備計画(変更)確認申請書及び設計書、<u>第5条第1項第3号及び第4号に規定する技術上の基準に適合していることを示す書面</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第3条第1項の規定による確認をしたときは、申請者に排水設備計画(変更)<u>確認番号</u>を通知する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(排水設備の確認)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による確認を受けようとする者は、排水設備計画(変更)確認申請書及び設計書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第3条第1項の規定による確認をしたときは、申請者に排水設備計画(変更)<u>確認証</u>を交付する。</p> <p>3 [略]</p>

(排水設備の技術基準)

第5条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準については、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「政令」という。)第8条並びに条例第4条及び第6条に規定するもののほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

(排水設備の技術基準)

第5条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準については、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「政令」という。)第8条並びに条例第4条及び第6条に規定するもののほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 汚水の排水設備を公共下水道に接続するときは、接続ますその他汚水を排除する施設の管底高以上の位置に所要の穴をあけ、内壁に突き出さないように接続し、その外周を樹脂系接合剤、モルタルその他これらに類するもので埋め、水密にすること。

(2) 雨水の排水設備を公共下水道に接続するときは、側溝その他雨水を排除する施設の管底高以上の位置に所要の穴をあけ、内壁に突き出さないように接続し、その外周を樹脂系接合剤、モルタルその他これらに類するもので埋め、水密にすること。

(3) 排水管の土かぶりは、私道内では50センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を標準とすること。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

2 [略]

(排水設備の接続方法)

第5条の2 条例第4条第1項に規定する接続工事は、次に定めるとおり行わなければならない。

(1) 汚水の排水設備を公共下水道に接続するときは、接続ますその他汚水を排除する施設の管底高以上の位置に所要の穴をあけ、内壁に突き出さないように接続し、その外周を樹脂系接合剤、モルタルその他これらに類するもので埋め、水密にすること。

(2) 雨水の排水設備を側溝その他雨水を排除する施設に接続するときは、当該施設の管底高以上の位置に所要の穴をあけ、内壁に突き出さないように接続し、その外周を樹脂系接合剤、モルタルその他これらに類するもので埋め、水密にすること。

(3) 接続先の施設（接続ますその他汚水を排除する施設及び側溝その他雨水を排除する施設）に異常等がないことを確認すること。

(4)～(6) [略]

(7) 水洗便器は、使用に当たり完全に洗浄しうる装置とすること。

(8) [略]

2 [略]

<p>(申請書等の様式)</p> <p>第23条 申請書、届出書その他の書類の様式は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4)～(27) [略]</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第23条 申請書、届出書その他の書類の様式は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>排水設備計画(変更)確認証 第3条第2項関係 様式第3号</u></p> <p>(4)～(27) [略]</p>
---	---

様式第1号を次のように改める。



(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。  
なお、この申請書の提出事務を代理人に委任する場合は、委任事項を記載した委任状を添付し、又は以下の委任状に必要事項を記載してください。
- 2 この申請は、設置される排水設備が公共下水道に悪影響を与えないか、衛生的に下水を排除できる計画であるか確認するものです。全ての排水設備の機能や品質、性能を保証するものではありません。
- 3 排水設備に係る工事に関し、地主、家主、共同排水管の所有者その他の利害関係人がある場合は、当該利害関係人とよく話し合ってください。この申請は、市長が私法上の権利等を確認するものではありません。
- 4 市長はこの申請を確認したときは排水設備計画（変更）確認番号を通知します。
- 5 排水設備の新設等の工事に際しては、申請書及び添付書類の記載事項と相違しないよう施工してください。
- 6 やむを得ず変更が生じる場合は、再度確認を受けてから着工してください。

委 任 状

年 月 日

神戸市長 宛

私は、次の者を代理人と定め、排水設備計画（変更）確認申請書及び排水設備工事完成届の提出、その他の排水設備工事の事務遂行上必要な一切の権限を委任します。

委任者

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

受任者

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

施工場所（委任者の住所と同一のときは、記入しないでください。）

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

設 計 書	
申請者の氏名	位置図（目標物を必ず記入してください。） 
施工場所	
施工業者名	
備考	
平面図	
	
<p>注意 詳しく、丁寧に記入してください。管径、管種、延長及び勾配は必ず記入してください。 屋外平面図は、原則、この用紙に記入してください。 開発行為の場合、協議済みの承認図面を添付してください。</p>	

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第4号を次のように改める。

様式第4号

排水設備工事完成届		
		年 月 日
神戸市長 宛		(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
設置義務者 (届出者)		氏名
次のとおり排水設備の新設等の工事が完成したので、神戸市下水道条例第3条第3項の規定により届け出ます。		
1	施工場所	
2	確認番号	
3	完成年月日	年 月 日
4	施工業者名	指定工事店番号 ( )
5	添付書類 <input type="checkbox"/> 写真 (施工状況及び排水設備の接続方法が確認できるもの。阻集器等を設置した場合は、当該阻集器等の設置場所、寸法及び型式番号が分かるもの。その他本市指示によるもの。) <input type="checkbox"/> 完成図 (神戸市下水道条例施行規則第4条に規定する事項の変更がある場合に限る。) ※ 開発行為の場合、本申請では添付書類 (写真、完成図) は不要です。	
6	施工確認・引渡し内容の確認 次のとおり、施工業者 (責任技術者 _____) と設置義務者で確認をした。 <施工確認> 確認者：施工業者 <input type="checkbox"/> 公共下水道への支障がない 神戸市下水道条例第4条第2項の規定により、排水設備を公共下水道に接続するときは、誤接続など公共下水道への支障がないように施工した。 <input type="checkbox"/> 排水設備に問題がない 施工した全ての排水設備の機能、品質、性能に問題がないことを確認した。 <引渡し内容の確認> 確認者：設置義務者 <input type="checkbox"/> 写真・完成図・申請書類の引き渡し 施工業者から写真・完成図・申請書類の引き渡しを受けた。 <input type="checkbox"/> 排水設備の維持管理 ます蓋の開け方、ますの清掃等について理解した。 <input type="checkbox"/> 屋外水栓の排水を雨水排除施設に接続する場合 石鹼など公共用水域の水質悪化になるものの使用禁止について理解した。 <input type="checkbox"/> 阻集器等を設置した場合の維持管理方法 清掃方法及び適切な清掃を行う必要性について理解した。  確認実施日 : 年 月 日 水栓番号 : ※ 水道水以外を使用する場合は、様式第5号「公共下水道使用開始届」を別途ご提出ください。	
注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。 ----- (ここから下は、記入しないでください。) -----		
排水設備工事完成届が提出されましたので、受理してよろしいか。		
		受理年月日 年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市下水道条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市下水道条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等の様式は、新規則による申請書等の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年6月11日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第2号

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例（令和6年3月条例第29号）の施行期日は、令和6年6月16日とする。

神戸市告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により次の都市計画を決定又は変更したので、同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年5月31日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 決定した都市計画の種類及び名称

神戸国際港都建設計画地区計画 王子公園地区地区計画

2 変更した都市計画の種類及び名称

(1) 神戸国際港都建設計画駐車場 第28号王子駐車場

(2) 神戸国際港都建設計画公園 5.5.1号王子公園

# 令和6年6月11日 神戸市公報第3863号

神戸市告示第154号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路として、次に掲げる道路を令和6年7月1日付けで指定する。

令和6年6月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
市道	兵庫埠頭線	兵庫区出在家町1丁目地先 兵庫区出在家町2丁目地先

神戸市告示第155号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年6月11日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20240001	令和6年5月31日 (令和6年2月7日以後 に支出された寄附金)	公益財団法人 大吉財団 理事長 山本 吉大 神戸市中央区小野原町1-4 KIIT0306

# 令和6年6月11日 神戸市公報第3863号

神戸市告示第156号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、白水自治会、幸陽町自治会、藤原台中町自治会、南平台自治会、下谷上自治会、生野高原自治会、中地区自治会、漆山自治会、見山台自治会、ひよどり台南町自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月11日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

名称	白水自治会	幸陽町自治会	藤原台中町自治会
主たる事務所	神戸市西区白水2丁目6番10号	神戸市北区幸陽町2丁目11番地の6	神戸市北区藤原台中町3丁目6番7号
代表者の氏名	山崎 秀樹	菅原 外代次	和田 樹
代表者の住所	神戸市西区白水2丁目4番20号	神戸市北区幸陽町3丁目3番地の8	神戸市北区藤原台中町7丁目33番11号

名称	南平台自治会	下谷上自治会	生野高原自治会
主たる事務所	神戸市西区押部谷町栄205番地の99	神戸市北区山田町下谷上字沢51番地の5	神戸市北区道場町生野1172番地の765
代表者の氏名	小前 實	前田 利雄	阪上 重幸
代表者の住所	神戸市西区押部谷町栄205番地の141	神戸市北区山田町下谷上字箕の谷17番地	神戸市北区道場町生野1172番地の765

名称	中地区自治会	漆山自治会	見山台自治会
主たる事務所	神戸市北区八多町中1177番地	神戸市西区伊川谷町有瀬555番地の6	神戸市北区大池見山台1番地の1
代表者の氏名	池内 悟	八木 敏充	兼子 雅由
代表者の住所	神戸市北区八多町中1395番地	神戸市西区伊川谷町有瀬57番地の3	神戸市北区大池見山台14番地の116

名称	ひよどり台南町自治会
主たる事務所	神戸市北区ひよどり台南町3丁目7番地の8
代表者の氏名	戸江 佳弘
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町3丁目6番地の21

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 白水自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	姫田 祥彦	山崎 秀樹
代表者の住所	神戸市西区白水1丁目30番22号	神戸市西区白水2丁目4番20号

(2) 幸陽町自治会 令和6年4月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	徳田 昌史	菅原 外代次
代表者の住所	神戸市北区幸陽町3丁目18番地の15	神戸市北区幸陽町3丁目3番地の8

(3) 藤原台中町自治会 令和6年4月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	内田 輝	和田 樹
代表者の住所	神戸市北区藤原台中町6丁目3番2号	神戸市北区藤原台中町7丁目33番11号

(4) 南平台自治会 令和6年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	増田 隆三	小前 實
代表者の住所	神戸市西区押部谷町栄205番地の240	神戸市西区押部谷町栄205番地の141

(5) 下谷上自治会 令和6年4月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北勝 康秀	前田 利雄
代表者の住所	神戸市北区山田町下谷上字北勝11番地	神戸市北区山田町下谷上字箕の谷17番地

(6) 生野高原自治会 令和6年4月28日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区道場町生野1172番地の470	神戸市北区道場町生野1172番地の765
代表者の氏名	佐藤 伸二郎	阪上 重幸
代表者の住所	神戸市北区道場町生野1172番地の470	神戸市北区道場町生野1172番地の765

(7) 中地区自治会 令和6年4月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	畑中 実	池内 悟
代表者の住所	神戸市北区八多町下小名田270番地の2	神戸市北区八多町中1395番地

(8) 漆山自治会 令和6年5月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	久保 達也	八木 敏充
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬776番地	神戸市西区伊川谷町有瀬57番地の3

(9) 見山台自治会 令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	眞野 太樹彦	半田 和輝
代表者の住所	神戸市北区大池見山台14番地の37	神戸市北区大池見山台14番地の176

令和6年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	半田 和輝	兼子 雅由
代表者の住所	神戸市北区大池見山台14番地の176	神戸市北区大池見山台14番地の116

(10) ひよどり台南町自治会 平成27年4月24日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	佐々木 豊	浮田 大輔
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町2丁目3番地の20	神戸市北区ひよどり台南町3丁目2番地の15

平成28年4月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	浮田 大輔	前田 京美
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町3丁目2番地の15	神戸市北区ひよどり台南町2丁目6番地の1

令和6年6月11日 神戸市公報第3863号

平成29年4月22日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	前田 京美	光武 隆文
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町2丁目6番地の1	神戸市北区ひよどり台南町2丁目4番地の12

平成30年4月28日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	光武 隆文	末永 聡史
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町2丁目4番地の12	神戸市北区ひよどり台南町3丁目5番地の19

平成31年4月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	末永 聡史	香園 久暢
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町3丁目5番地の19	神戸市北区ひよどり台南町3丁目2番地の19

令和2年4月25日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	香園 久暢	西上 敦広
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町3丁目2番地の19	神戸市北区ひよどり台南町3丁目5番地の23

令和3年4月24日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西上 敦広	若野 朋恵
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町3丁目5番地の23	神戸市北区ひよどり台南町3丁目5番地の24

令和4年4月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	若野 朋恵	小川 亜弥子
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町3丁目5番地の24	神戸市北区ひよどり台南町3丁目2番地の23

令和5年4月22日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	小川 亜弥子	岩城 梨菜
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町3丁目2番地の23	神戸市北区ひよどり台南町2丁目2番地の61

令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岩城 梨菜	戸江 佳弘
代表者の住所	神戸市北区ひよどり台南町2丁目2番地の61	神戸市北区ひよどり台南町3丁目6番地の21

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により次の都市計画を決定又は変更したので、同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和6年5月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 決定した都市計画の種類及び名称

神戸国際港都建設計画地区計画 王子公園地区地区計画

2 変更した都市計画の種類及び名称

(1) 神戸国際港都建設計画駐車場 第28号王子駐車場

(2) 神戸国際港都建設計画公園 5.5.1号王子公園

神戸市公告

神戸市名谷町社谷土地区画整理組合から、同組合が施行する神戸市名谷町社谷土地区画整理事業の事業計画の変更について認可の申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更に係る事業計画を2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年6月11日

神戸市長 久元喜造

1 縦覧期間

令和6年6月11日から令和6年6月25日まで

2 縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階  
神戸市都市局地域整備推進課

3 縦覧時間

閉庁日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和6年6月11日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

公告認定対象区域

神戸市西区桜が丘東町3丁目2番1